

## 座間味村地域計画策定支援業務にかかる特記仕様書

I 業務名 座間味村地域計画策定支援業務

II 業務場所 座間味村全域

III 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

IV 業務内容

- 1 本業務は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるため、国が示した「地域計画策定マニュアル」に沿って、協議の場の開催・公表および地域計画の案の作成・説明会・意見聴取等を行うものである。
- 2 協議の場は、①座間味島、②阿嘉島・慶留間島の範囲ごとに各2回、合計で4回の協議を行うものとする。
- 3 協議にあたっては、関係者の参加を幅広く呼びかけ、「地域計画は、地域の意向を取りまとめ、公表する」ものであることを周知する。
- 4 また、担い手が地域に十分存在する場合は担い手を中心に、存在しない場合は幅広い関係者で時間をかけて丁寧に、協議を進める。
- 5 なお、自治会や多様な経営体などの意見が汲み取れるように配慮するとともに、意見が言いやすい雰囲気づくりに努める。
- 6 協議はワークショップ形式でコーディネーター・ファシリテーターを配置して開催する。
- 7 協議にかかる資料は、過去の農家・農地所有者意向調査結果等を土台に作成する。
- 8 協議事項は以下のとおりである。
  - (1) 農用地の集積、集約化の方針
  - (2) 農地中間管理機構の活用方針
  - (3) 基盤整備事業への取組方針
  - (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
  - (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
  - (6) その他、地域の実情に応じた事項（鳥獣対策、有機農業、スマート農業、輸出、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、その他）
- 9 協議の結果は取りまとめ、公表案を作成する。
- 10 地域計画の案は、協議した結果を踏まえ、地域における農業の将来の在り方を作成するとともに、農業委員会から提供される目標地図の素案をもとに、農地の出し手・受け手との調整をできる限り農業委員会と一体となって進めつつ、関係者からの意見聴取を踏まえて、地域計画（目標地図を含む）の案とし、説明会を開催する。
- 11 説明会の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案の公告資料を作成する。

12 地域計画（目標地図を含む）の案の公告（2週間の縦覧）の結果を取りまとめ、地域計画の策定および公告にかかる資料を作成する。

## V 作業項目

### 1 協議の場の開催・公表

- (1) 協議の場の開催にかかる資料作成および関係者との調整
- (2) 協議にかかる資料作成および関係者との調整、運営
- (3) 協議の結果の取りまとめ・公表案の作成

### 2 地域計画（目標地図を含む）の案の作成・説明会・意見聴取

- (1) 地域計画（目標地図を含む）の案の作成
- (2) 地域計画（目標地図を含む）の案の関係者への意見聴取にかかる結果の取りまとめ
- (3) 地域計画（目標地図を含む）の案の説明会の実施にかかる資料作成および運営・結果の取りまとめ
- (4) 地域計画（目標地図を含む）の案の公告の準備および結果の取りまとめ

## VI 成果品

- (1) 業務完了時に、報告書を2部作成し提出する。
- (2) 業務検査終了後、報告書の電子媒体をCDで提出する。

## VII 業務の履行

本業務の履行にあたっては関係法令を遵守するとともに、疑義のある場合は、発注者と受注者が協議のうえで、対応を決定する。

以上